

- ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
  - ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援
  - 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ※次世代行動計画作成指針の記載を踏まえて記載。

## 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

### 1 区域の設定

[以下の事項について記載することを想定]

○都道府県は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定。

・区域は地域の実情に応じて設定し、認定区分ごとに設定することも可。

(イメージ1)共通の区域設定

- 3-5歳、学校教育のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

} 各認定区分に共通する区域として設定  
 (例)区域①: ○○市  
 区域②: △△市+◎◎町 ...

(イメージ2)認定区分ごとに区域設定

- 3-5歳、学校教育のみ
- 3-5歳、保育の必要性あり
- 0-2歳、保育の必要性あり

→ 全県1区域  
 (例)区域①: ○○市  
 区域②: △△市+◎◎町 ...

## 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 2-1 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)

[以下の事項について記載することを想定]

○都道府県は、区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

・市町村計画の数値を集計したものを基本として、都道府県が設定する区域ごとの広域調整を勘案。

※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。

○量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

## 2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

[以下の事項について記載することを想定]

○都道府県は、区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。

→区域内において需給ギャップがある場合などは、協議時に所要の調整。

○都道府県は、計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

・「待機児童解消加速化プラン」(平成25年4月19日総理公表)により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

## (2) 都道府県の認可・認定に係る需給調整の考え方

[以下の事項について記載することを想定]

- 都道府県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとする。
  - ただし、以下に該当する場合には、需給調整。(認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項、第35条35条第8項)
    - ・ 認定区分(3-5歳・学校教育のみ、3-5歳・保育の必要性あり、0-2歳・保育の必要性あり)ごとに都道府県が設定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになることを認めるときその他の省令で定めるとき
      - 一 需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数(※)) → 原則認可
      - 一 需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数(※)) → 需給調整
- (※)確認を受けない幼稚園の定員を含む。

〈1〉計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の需給調整について

(イメージ)

2年目(+50人)、3年目(+100人)に教育・保育施設を整備することにより需給ギャップを解消する計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①必要利用定員総数		400人	400人	400人	400人	400人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	200人	250人	350人	350人	350人
	地域型保育事業	50人	50人	50人	50人	50人
②-①		▲150人	▲100人	0人	0人	0人

地域型保育事業者から認可の申請(+15人)があった場合

- ・「需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数)」であるが、需給調整の対象とできることとする。
- ※なおこの場合も、自治体の判断で、計画上想定していなかった教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定を行うことは可能。
- 実際に認定を受けた子どもの数が、計画で定めた必要利用定員総数を上回っている場合には、機動的な対応が行われることが望ましい。

〈2〉認定こども園に移行する場合の需給調整について

① 幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行しようとするケース

(保育の必要性がある子どもの定員設定が必要)

(例)

	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	150人
区域内の教育・保育施設の定員数	300人	200人	150人

既に保育の利用希望が  
満たされている。  
→認定こども園の認可等を  
どう取り扱うか？

・都道府県は、地域における教育・保育施設(3-5歳/0-2歳、保育の必要性ありの認定)の定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定しなければならないこととする。

- 認可・認定に裁量が生じることがないように、都道府県計画において定めることとし、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。
- 「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。

②保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行しようとするケース

(例)

	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	150人
区域内の教育・保育施設の定員数	300人	200人	150人

既に学校教育の利用希望が満たされている。  
→認定こども園の認可等をどう扱うか？

・都道府県は、地域における教育・保育施設(3-5歳、教育のみの認定)の定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定しなければならないこととする。

- 一認可・認定に裁量が生じることがないように、都道府県計画において定めることとし、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。
- 一「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や、認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

→二 4を参照。

#### 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

[以下の事項について記載することを想定]

○幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保、質の向上のために講ずる研修等の具体的方策

・幼稚園教諭・保育士等の具体的な必要見込み人数とその確保方策についても記載

○国が講じる保育教諭の促進(幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進)に係る方策、潜在保育士の活用方策、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等

#### 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

[以下の事項について記載することを想定]

○各都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を記載。

—児童虐待防止対策の充実

—社会的養護体制の充実

—母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

—障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

※社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における議論を踏まえて記載。

※上記の各施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載。



## 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

### 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

[以下の事項について記載することを想定]

○都道府県は、市町村計画の協議を受け、調整を行うことにより、広域調整を実施。

○都道府県は、市町村が教育・保育施設の確認を行い利用定員を設定する時に市町村の協議を受け、調整を行うことにより、広域的調整を実施。

※これらの協議・調整に係る手続を計画に記載。

○市町村計画の調整に際しては、まず市町村間で調整を行うことが原則、調整が整わない場合等に都道府県による広域調整を実施。

### 2 教育・保育情報の公表

[以下の事項について記載することを想定]

○保護者等の円滑な幼児期の学校教育・保育の利用に資する、子ども・子育て支援法の規定による教育・保育情報の公表に係る体制整備等

### 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

[以下の事項について記載することを想定]

○都道府県は、市町村、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。

—仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)

・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発

・好事例の収集・提供等

・企業における研修の実施等

・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等

・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援

—仕事と子育ての両立のための基盤整備

※次世代行動計画作成指針の記載を踏まえて記載。

## 六 その他

[以下の事項について記載することを想定]

- 子ども・子育て支援事業計画の作成は、量の見込み及び確保方策を平成 26 年 9 月中にとりまとめ、子ども・子育て支援事業計画を平成 26 年度中に作成。
- 子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、アウトプット、アウトカムの両面から毎年度点検・評価、公表。
- 子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として、計画を見直し。
- 東日本大震災による被害が甚大であった市町村であって、将来の見通しを立てることが極めて困難なものにおいては、事業計画の作成に当たって、その実情に応じ、弾力的な取り扱いを行っても差し支えないこととする。

## 第四 子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

[以下の事項について記載することを想定]

- 市町村は、要保護児童や障害児等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として子ども・子育て支援の基盤整備を行う。(子ども・子育て支援法第3条第1項等)
- 都道府県は、児童相談所の設置(児童福祉法第12条)、都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画に基づく施策(母子及び寡婦福祉法第12条)、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター等の設置認可(児童福祉法第35条第4項)など、子どもに関する専門的な知識

及び技術を必要とする施策を推進。

→都道府県において必要な基盤整備を進めるとともに、都道府県と市町村の連携を確保し、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにする。

## 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

[以下の事項について記載することを想定]

○子ども・子育て支援施策の充実と「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要。

○国は、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、以下の施策を推進。

—男女双方について、子育て期間中を含めた働き方の見直し(育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境づくり(中小企業を含む))

—男性も子育てができる働き方の実現(「パパ・ママ育休プラス」の活用等)

—仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の社会的評価の推進

—様々な機会を活用した国民への周知、子育てに関する理解の促進(インターネットによる周知・広報、両親学級等) 等

※「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月 少子化社会対策会議決定)等を踏まえて記載。

※育児休業明けの保育所等の円滑な利用のための環境整備については、P13)参照。

## 第六 その他

[以下の事項について記載することを想定]

○市町村及び都道府県は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、子ども・子育て支援法に基づく審議会その他の合議制の機関等(いわゆる地方版子ども・子育て会議)を置くことに努める。

○地方版子ども・子育て会議では、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促す。

## 計画の見直しについて

○子ども・子育て支援事業計画は、毎年度点検・評価。

※「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに行うイメージ。

○計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合は計画を見直し(中間年を目安)。

※乖離がない場合は計画の見直しは不要。

→本制度のPDCAサイクルを確保(地方版子ども・子育て会議等を活用することを想定)

### ①【計画段階】 ~Plan~

		1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設) ②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 ②''			20人			30人			50人			50人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ②【実施段階】 ~Do~

※認定者数が想定を上回ったケース

		1年目			2年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①	量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人
	認定者数	300人	210人	210人	300人	220人	220人
②	②'	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	②''			20人			30人
②-①		0	▲10人	▲110人	0	▲20人	▲40人

### ④【見直し後の計画】 ~Action~

		3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
認定者数		300人	220人	220人	300人	220人	220人	300人	220人	220人
②	②'	300人	200人	150人	300人	220人	150人	300人	220人	150人
	②''			70人			70人			70人
②-①		0	▲20人	0	0	0	0	0	0	0

### ③【点検・評価】

~Check~

点検・評価(毎年度) →必要に応じて計画の見直し(中間年を目安)

※地方版子ども・子育て会議等を活用